○経済産業省告示第七十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成二十九年三月三十一日　　経済産業大臣　世耕　弘成

福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則の一部を改正する規則

福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則（平成二十七年経済産業省告示第五十九号）の一部を次のように改正する。

様式第二の添付資料㈣を次のように改める。

㈣⑴　用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

⑵　⑤については、

イ　様式第８を用いて作成すること。

ロ　同一又は類似の事業を過年度に実施している場合は、当該事業に係る直近の事業評価報告書の写しを添付すること。

様式第八を次のように改める。

様式第８（第10条関係）

年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業評価報告書

年　　月　　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　　㊞

年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定の通知を受けた福島特定原子力施設地域振興交付金にかかる交付金事業の成果の評価について福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則第10条第３項の規定により別紙のとおり報告します。

㈣⑴　別紙は次の事業評価総括表及び事業評価個表の様式によること。

⑵　用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

別紙

Ⅰ．事業評価総括表

（単位：円）

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間接交付金事業者名	交付金事業に要した経費	交付金充当額	備　考

（備考）　事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

Ⅱ．事業評価個表

番号	措置名	交付金事業の名称	
交付金事業者名又は間接交付金事業者名			
交付金事業実施場所			
交付金事業の概要			
総事業費		交付金充当額	
交付金事業の成果目標			
交付金事業の成果指標			
交付金事業の成果及び評価			

交付金事業の契約の概要

契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額

成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無	
交付金事業の成果の再評価を行う場合の予定年度	

（備考）⑴　事業ごとに作成すること。

⑵　番号の欄は、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

⑶　交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第１条に規定する同法の目的の趣旨を踏まえて具体的に記載すること。

⑷　交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。

⑸　交付金事業の成果及び評価の欄は、当該事業の説明及び交付申請時における目標（進捗度、利用量並びに効果）を出来る限り数値を用いて記載すること。

⑹　交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

⑺　成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第七十三号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及びガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第二十六条第三項の規定に基づき、昭和四十六年通商産業省告示第二百八十四号（ガス事業法施行規則第三十三条第三項及び第九十一条第二項の規定に基づく他の供給地点群に係る特定製造所のガス主任技術者を兼ねさせることができる範囲）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日　　経済産業大臣　世耕　弘成

「第三十三条第三項（第九十九条において準用する場合を含む。）及び第九十一条第二項」を「（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第二十六条第三項」に改める。

第四号中「、その事業場及び自宅の」を「及び」に改める。